

「地産地消で元気あおもり」推進事業運営支援業務 企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、「地産地消で元気あおもり」推進事業運営支援業務委託に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

(1) 業務名

「地産地消で元気あおもり」推進事業運営支援業務

(2) 仕様書

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月25日（火）まで

(4) 委託料

9,934千円（消費税込み）以内

委託料には、委託業務に係る全ての経費を含む。

3 応募資格要件

応募する時点で、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 青森県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- (2) 過去5年の間に青森県内において、その種類及び規模が同等程度の業務の実績を有する事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

4 参加表明書

- (1) 参加表明に必要な書類（用紙は日本産業規格A4とする。）

参加表明書（様式1）

- (2) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和6年5月8日（水）17時必着

イ 提出先 「9 問合せ・提出先」に同じ

ウ 提出方法 持参（土、日、祝日を除く。）、郵送又はFAXにより行うこと。

(3) 参加資格の可否及び喪失

参加表明書を提出した者は、本企画提案競技への参加資格を有するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

ア 本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。

イ 本手続きの期間中に、上記「3 応募資格要件」に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(4) 質問の受付及び回答

ア 受付期限 令和6年5月1日（水）17時必着

イ 受付場所 「9 問合せ・提出先」に同じ

ウ 提出方法 電子メール又はFAXにより行うこと。

エ 回 答 令和6年5月2日（木）17時までに県ホームページに掲載する。

オ その他 受付期限以降の質問には一切回答しない。

5 企画提案書

(1) 企画提案書の作成

企画提案書は、次の項目について必ず記載すること。なお、様式は任意で、日本産業規格A4とすること。

ア 社内体制及びスタッフの配置

※本業務を受託した場合の社内体制とスタッフの概要を記載すること。

イ 「地産地消で元気あおもり」県民運動のPR資材デザイン案

ウ 「地産地消で元気あおもり」県民運動キャンペーン実施案
(ポスター等イメージ案、その他の取組案)

エ 県産品や県産食材を販売・利用する店舗を巡るスタンプラリーの実施案（実施方法、各種PR資材の展開・デザイン、メディアを活用したスタンプラリーPR方法等）

オ 県民の「県産品を選ぶ意識」の醸成に向けた多様なメディアの活用による情報発信の活用媒体及び媒体ごとの実施回数案、展開イメージ案（動画・テレビCMについては絵コンテを作成）

※委託料の範囲内で実施可能な、仕様書に記載されている以外の意識醸成の独自企画についても提案すること。

カ 生産者・加工事業者と小売店・飲食店等とのマッチング交流会の開催案

キ 実施スケジュール

ク 経費見積

ケ 自社実績

※本業務と類似の業務又は本業務を実施するに当たって、優位になるとと思われる自社の実績について記載すること（地方自治体から受託した業務に限らない。）。

(2) 提出物

- ア 企画提案書（詳細は上記のとおり）
- イ 経費見積書

(3) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和6年5月22日（水）17時必着
- イ 提出先 「9 問合せ・提出先」に同じ
- ウ 提出部数 企画提案書7部、経費見積書1部
- エ 提出方法 持参（土、日、祝日を除く。）又は郵送により行うこと。

6 審査会について

(1) 日時

令和6年5月23日（木）～24日（金）

(2) 審査方法

- ア 提出された企画提案書等による書類審査とする。
- イ 選考結果については、採用・不採用にかかわらず書面で通知する。
- ウ 委託契約は、本企画提案競技の結果、委託先候補となった者と企画提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行い、締結するものとする。

7 スケジュール

- 5月 1日（水） 企画提案競技に係る質疑受付期限
- 5月 2日（木） 質疑回答
- 5月 8日（水） 企画提案競技参加表明書提出期限
- 5月22日（水） 企画提案書提出期限
- 5月23日（木）
- ～24日（金） 審査会（書面審査）
- 5月27日（月） 結果通知
- 5月28日（火） 以降 打合せ・契約締結

8 その他

- (1) 企画提案競技に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画提案書などの提出資料は返却しない。
- (2) 提出期限までに該当資料が届かなかった場合は、いかなる理由をもっても企画提案競技に参加できない。
- (3) 企画提案書の差替え及び再提出、記載内容の変更は原則として認めない。
- (4) 提案数は、1社1案とする。

9 問合せ・提出先

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1
青森県農林水産部食ブランド・流通推進課 地産地消グループ 三上
電話：017-734-9572 FAX：017-734-8086
メール：brand@pref.aomori.lg.jp